

滋賀県内周遊型教育旅行造成支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下「会長」という。）は、歴史や文化ならびに自然環境等、教育旅行受入に適した環境を利用し、学びの中から心に残る周遊・宿泊を伴う教育旅行を造成・実施する事業者に対して、県内周遊型教育旅行造成支援補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めによるほか、滋賀県が定める滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）の規定を準用する。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、旅行業法に基づく第一種ならびに第二種旅行者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業および補助金等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書（別紙様式第1号）に次の書類を添付し、会長が定める日までに会長まで提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙様式第2号）
- (2) 補助金確認書（別紙様式第3号）
- (3) 役員名簿もしくは事業者代表者ならびに担当者名簿
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 前条の補助金交付申請書を受理してから、規則第4条第1項の規定による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な処理期間は14日とする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（別紙様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の額または事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合
 - (2) 補助事業の一部または全部を中止し、または廃止しようとする場合
- 2 前項の規定による補助事業の変更等の申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更等の承認を行うものとする。

(補助事業の実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）は、実績報告書（別紙様式第5号）に次の書類を添えて会長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書（別紙様式第2号）

(2) 実施状況資料等

2 実績報告書は、事業等完了の日から起算して30日を経過した日、または補助金交付決定を行った年度の3月31日のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 前条の実績報告書を受理してから、当該実績に係る規則第13条の規定による額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な処理期間は14日とする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別紙様式第6号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付申請、第6条の規定に基づく事業変更等の申請、第7条の規定に基づく実績報告および、前条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(補助金に係る経理処理)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経理処理について、収支を明記した書類を整理し、かつこれらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他特記事項)

第12条 この要綱および規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別途定める。

付 則

この要綱は平成30年10月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

この要綱は令和8年4月1日より実施する。

別表（第3条関係）

対象となる 補助事業者	補助対象事業	補助額
第2条に定める 補助事業者	県外から米原駅を片道または往復の乗降駅として利用し、県内での宿泊を伴う周遊観光を実施する教育旅行。	予算の範囲内 教育旅行の参加者 1人あたり1,000円